

平成25年6月10日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号

株式会社リケン

代表取締役社長 岡野教忠

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 当社本社会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1 第89期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第89期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役14名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第7号議案 役員賞与支給の件
第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.riken.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済は好調な消費に支えられ堅調に推移しましたが、欧州経済は依然として景気低迷が続き、中国・アセアンを始めとする新興国経済は成長率が鈍化するなど、全体として停滞感が強まりました。

一方、我が国経済は、年度前半は継続的な円高や夏場以降の中国向け輸出の減少等により総じて不冴えに推移しましたが、12月の衆院選以降は円安の進行や株式相場の上昇等により景況感が改善しました。

当社グループ事業と関連の深い自動車産業におきましては、欧州市場の不振やアジア新興国需要の伸び率鈍化はあったものの、米国市場の持ち直し等もあり世界全体での自動車販売台数は前年比増加しました。一方、国内では年度前半はエコカー補助金・減税等の政策効果の恩恵を受け、国内自動車生産台数は前年同期比25%増となりましたが、年度後半は生産抑制等により一転し、前年同期比13%減と急減しました。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループの売上高は、国内における年度後半の自動車関連製品の落ち込み・その他事業の低迷に加え、海外ではインドネシアでの二輪車販売減少等もあり、71,543百万円（前連結会計年度比5.4%減）となりました。営業利益は4,721百万円（前連結会計年度比13.3%減）、経常利益は6,078百万円（前連結会計年度比12.0%減）、当期純利益は3,645百万円（前連結会計年度比10.0%減）となりました。

セグメントの業績については、自動車・産業機械部品事業での売上高は、59,567百万円、セグメント利益は3,940百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は4,899百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・当社柏崎事業所
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
 - ・P.T. パカルティリケンインドネシア
鋳造生産設備および工場建屋の増設（自動車・産業機械部品事業）
 - ・理研汽车配件（武漢）有限公司
樹脂製品部品製造設備の新設（自動車・産業機械部品事業）
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実
 - ・当社柏崎事業所
機械加工・表面処理設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
 - ・当社熊谷事業所
機械加工設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
 - ・当社および国内連結子会社
工場建屋耐震補強工事（自動車・産業機械部品事業）
情報インフラ設備・基幹システムの更新
 - ・P.T. パカルティリケンインドネシア
鋳造生産設備の増設（自動車・産業機械部品事業）
 - ・リケンオブメキシコ社
機械加工・表面処理設備および工場建屋の新設
（自動車・産業機械部品事業）
- ③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
 - ・当社熊谷事業所
配管機器製造に係る固定資産の売却（その他）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中長期的な事業環境につきましては、欧州景気は不透明感がありますが、米国は景気回復基調にあり、また新興国もやや減速感はあるものの一定の経済成長は続くものと推測されます。

自動車産業につきましては環境対応車の増加や新興国での低価格車の増加等質的变化を伴いながらグローバル市場が急速に拡大していくものと予想されます。

当社グループでは今後の持続的な成長を実現するため、2012年度より「グローバル事業戦略による世界企業への飛躍」をメインテーマとした中期経営計画「PLAN2015」を推進し、グローバル市場での事業拡大と更なる企業価値向上を目指して取り組んでおります。「PLAN2015」では、基本方針を①グローバルマーケティング、②技術力・製品競争力の強化、③世界最高品質の実現、④ものづくり革命、⑤次世代新製品・新事業の創出、⑥グローバル事業構造改革、⑦人材育成とグローバル組織強化、とし、コアコンピタンスを強化しグローバル事業を拡大させるとともに、新製品・新事業を創出し、更なる企業価値向上を目指して取り組んでおります。

当社の剰余金の配当につきましては、業績および配当性向等を総合的に勘案し、中間配当および期末配当の年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は機動的な剰余金の配当を可能とするため取締役会とし、期末配当は株主総会としております。

内部留保資金につきましては、新製品・新技術の開発、生産効率化の推進、グローバルオペレーション確立に向けた事業競争力の強化等、企業価値向上に効率的に活用してまいります。

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策遂行の一環として、財務状況や株価水準等を勘案しながら適宜実施してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第86期 (平成21年度)	第87期 (平成22年度)	第88期 (平成23年度)	第89期 (平成24年度) 【当連結会計年度】
売 上 高 (百万円)	66,476	78,224	75,650	71,543
経 常 利 益 (百万円)	4,002	7,184	6,905	6,078
当 期 純 利 益 (百万円)	2,322	3,859	4,051	3,645
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	23.15	38.55	41.26	37.12
総 資 産 額 (百万円)	80,912	76,297	79,625	80,307
純 資 産 額 (百万円)	44,829	45,418	47,958	52,720
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	423.45	439.30	461.36	506.83

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第86期 (平成21年度)	第87期 (平成22年度)	第88期 (平成23年度)	第89期 (平成24年度) 【当事業年度】
売 上 高 (百万円)	51,587	59,371	58,691	55,375
経 常 利 益 (百万円)	1,074	3,800	3,887	3,838
当 期 純 利 益 (百万円)	980	2,314	2,441	2,679
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	9.78	23.12	24.86	27.29
総 資 産 額 (百万円)	60,563	55,861	58,890	57,635
純 資 産 額 (百万円)	30,424	30,914	32,370	34,003
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	302.95	314.26	329.30	345.93

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社および関連会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社リケンキャスト	200百万円	直接 100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研機械株式会社	310百万円	直接 92.3%	ピストンリングの加工およびシールリングの製造
日本メッキ工業株式会社	96百万円	直接 64.1%	ピストンリングの表面処理加工
理研商事株式会社	50百万円	直接 100.0%	ピストンリングおよび自動車関連部品の販売
株式会社リケン環境システム	100百万円	直接 63.6% 間接 36.4%	電熱線、工業炉および電波暗室設備の製造販売

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社5社を含む当連結会計年度の売上高は71,543百万円（前連結会計年度比5.4%減）、当期純利益は3,645百万円（前連結会計年度比10.0%減）となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業（下記参照）としており、国内および海外にてグローバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業部門 … ピストンリング、カムシャフト、バルブリフター、バルブシート、シールリング、素形材部品等

その他 …………… 鋼管用継手、ステンレス管用継手、電熱線、工業炉、電波暗室、電波吸収体等

(8) 主要な営業所および工場

(国内営業拠点)

当社本社（東京都千代田区）、当社札幌営業所（北海道札幌市）、当社仙台営業所（宮城県仙台市）、当社神奈川営業部（神奈川県厚木市）、当社浜松営業部（静岡県浜松市）、当社名古屋営業部（愛知県名古屋）、当社中部営業部（愛知県名古屋）、当社大阪営業部（大阪府大阪市）、当社広島営業部（広島県広島市）、当社福岡営業所（福岡県福岡市）、理研商事株式会社（東京都文京区）

(国内生産拠点)

当社柏崎事業所（新潟県柏崎市）、当社熊谷事業所（埼玉県熊谷市）、株式会社リケンキャステック（新潟県柏崎市）、理研機械株式会社（新潟県柏崎市）、日本メッキ工業株式会社（新潟県柏崎市）、株式会社リケン環境システム（埼玉県熊谷市）

(海外営業拠点)

リケンオブアメリカ社（アメリカ）、ユーロリケン社（ドイツ）、PT.リケンオブアジア社（インドネシア）

(海外生産拠点)

P. T. パカルティリケンインドネシア（インドネシア）、理研汽车配件（武漢）有限公司（中国）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
男 性	3,515 名	減 65 名
女 性	417	減 17
合計	3,932	減 82

② 当社の従業員の状況

区 分	当事業年度末 従業員数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	1,488 名	減 55 名	38.9 歳	16.9 年
女 性	91	減 11	36.2	14.0
合計	1,579	減 66	38.7	16.8

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほコーポレート銀行	3,041
日本生命保険相互会社	2,200
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,704
株式会社第四銀行	900

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 106,484,667株（自己株式数8,297,726株を含む。）
- (3) 株主数 13,119名（自己株式保有株主1名を含む。）
- (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 8,330	% 8.48
株式会社みずほコーポレート銀行	4,863	4.95
日本生命保険相互会社	4,409	4.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,112	4.19
日立金属アドメット株式会社	3,564	3.63
株式会社第四銀行	3,202	3.26
三井住友信託銀行株式会社	2,617	2.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,553	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,383	2.43
株式会社損害保険ジャパン	1,900	1.94

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に対する新株予約権の状況

(平成20年6月24日開催の定時総会決議によるもの)

- ・新株予約権の数 59個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 59,000株
- ・権利行使価格 438,000円
- ・権利確定条件 権利行使時においても当社および当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他別途定める正当な理由で退任・退職した場合は権利行使をなしうるものとする。
- ・権利行使期間 平成22年8月26日～平成25年8月23日
- ・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社取締役	53個	普通株式 53,000株	13名
当社監査役	6個	普通株式 6,000株	2名

(平成22年6月24日開催の定時総会決議によるもの)

- ・新株予約権の数 58個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・目的となる株式の種類および数 普通株式 58,000株
- ・権利行使価格 323,000円
- ・権利確定条件 権利行使時においても当社および当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他別途定める正当な理由で退任・退職した場合は権利行使をなしうるものとする。
- ・権利行使期間 平成24年8月13日～平成27年8月10日
- ・当社役員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社取締役	56個	普通株式 56,000株	13名
当社監査役	2個	普通株式 2,000株	1名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 泉 年 永	
代表取締役社長	岡 野 教 忠	
専 務 取 締 役	古 市 満	柏崎事業所長、グローバル調達担当、生産全般管掌および生産管理管掌
常 務 取 締 役	藤 田 達 生	技術委員会委員長、研究開発全般担当
常 務 取 締 役	高 木 健 一 郎	管理担当、内部統制推進担当、環境担当、情報（IT）担当および事業構造改革担当
常 務 取 締 役	伊 藤 薫	経営企画担当
取 締 役	村 山 仁 至	剣工場強化プロジェクトチーム長、SCM担当
取 締 役	国 元 晃	技術管理部長、技術管理部次世代製品企画室長および鑄造技術開発室長
取 締 役	高 木 一 嘉	素形材部品部長
取 締 役	早 坂 茂 昌	営業本部長、神奈川営業担当および配管事業担当
取 締 役	前 川 泰 則	海外委員会委員長、名古屋営業担当および海外営業担当
取 締 役	鈴 木 信	熊谷事業所長、精機部品担当
取 締 役	ドナルド E. マクナルティ	リケンオブアメリカ社社長
取 締 役	関 本 昌 宏	営業副本部長および東京営業二部長、大阪営業担当
取 締 役	佐 藤 裕	品質保証部長、リング製品技術担当およびリング生産技術担当
常 勤 監 査 役	井 上 和 章	
常 勤 監 査 役	中 谷 昇	
監 査 役	東 條 伸 一 郎	弁護士
監 査 役	溝 渕 俊 雄	
監 査 役	大 道 基 樹	

- ※ 1. 社外取締役は、下記のとおりです。
該当事項はありません。
- ※ 2. 社外監査役は、下記のとおりです。
井上 和章
東條 伸一郎
大道 基樹
- ※ 3. 当事業年度中に辞任した会社役員
常務取締役 飯田 信久 (平成24年6月26日)
取締役 高浜 五三巳 (平成24年6月26日)
- ※ 4. 当事業年度中に退任した会社役員
監査役 横尾 豪 (平成24年6月26日)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役17人 236百万円

監査役6人 40百万円 (うち社外3人 22百万円)

- ※ 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
- ※ 2. 当該事業年度に係る役員賞与については、上記報酬等の額には含まれておりません。
- ※ 3. 上記のほか、次のとおりの支給があります。
 - ・ 役員退職慰労引当金の当事業年度増加額
取締役90百万円、監査役8百万円 (うち社外3百万円)

(3) 社外役員に関する事項

(社外監査役の主な活動状況)

平成24年度の取締役会は17回開催されました。井上常勤監査役は17回全てに出席し、主に業務の有効性等に関する意見を述べております。東條監査役は16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。大道監査役は17回全てに出席し、主に業務の有効性等に関する意見を述べております。

平成24年度の監査役会は15回開催されました。井上常勤監査役は15回全て、東條監査役は14回、大道監査役は15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	42百万円

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340号第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任することになります。また、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、取締役は監査役会の請求により、または取締役会で審議のうえ監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案することになります。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社の取締役会が、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議した事項は以下のとおりであります。

(基本方針)

当社は、以下のグループ経営理念および「顧客第一・基本重視・フェア・オープン・明るく積極的に・スピード」を行動規範として定め、企業活動を推進している。

さらに、役員および従業員は法令および社会的規範に従い、リケン倫理規範、社内諸規定、および社会的良識に基づいて業務を遂行することを基本方針とする。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、より一層適切な内部統制システムとすべく、整備に努める。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(2) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の存続のためにはコンプライアンス（法令遵守）の徹底が必要不可欠であると認識し、すべての役員および従業員が法令および社会的規範を遵守し、公正な倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- ① 取締役および従業員が法令および定款を遵守し、適正な事業活動を行う体制を構築するため、当社グループ全体に適用する倫理規範および行動指針を定める。
- ② 社会から信頼される経営体制を確立するため、社長を委員長とするCSR委員会の下に、コンプライアンス部会（部会長：管理部長）を設置し、コンプライアンスの定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- ③ コンプライアンスの徹底を図るため、管理部は役員および従業員へのコンプライアンス教育を体系的計画的に実施する。
- ④ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、管理部および内部監査室を窓口とし、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- ⑤ 社長直轄の内部監査室は、定期的を実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規定が適正・妥当であるかを調査・検証し、監査結果を社長に報告する。
- ⑥ 上記のコンプライアンスに関する活動については定期的に取り締役に報告する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が業務分掌および決裁基準に基づいて決裁した文書等法令および文書管理規定に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、定められた期間保存する。

- ① 法令および文書管理規定に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。
 - ①-1 法令に定めのある文書
 - ・株主総会議事録（会社法第318条）、取締役会議事録（会社法第369条）
 - ①-2 文書管理規定に基づく文書
 - ・経営会議議事録、技術委員会議事録、CSR委員会議事録
 - ・その他取締役が委員長、議長となる会議委員会議事録
 - ・取締役が決裁者となる決裁書
 - ・その他文書管理規定に定める重要な文書
- ② 上記文書について、法令に別段の定めのない限り、文書管理規定に基づき、文書毎に定められた所管部門が文書管理を行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、組織的な対応について整備に努める。

- ① 当社グループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理基本方針を含むリスク管理規定および関連する規定類を定める。
- ② 社長を委員長とするCSR委員会の下に、リスク管理部会（部会長：経営企画部長）を設置し、リスク管理の定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- ③ リスク管理規定に基づき、当社グループにおける事業機会リスクおよび事業活動遂行リスクについて、毎年リスクの発見と評価を行い、リスク対応計画を策定し、推進する。
- ④ 大規模な事故、災害、不祥事等の未然防止を図るとともに、発生した場合には、社長（又は社長が指名する者）を委員長とした危機対策本部を設置し、対応にあたる。
- ⑤ 上記のリスク管理に関する活動については定期的に取締役会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応するため、中期経営計画および年度経営計画を策定、推進する。経営計画の達成を目指し、日常的な取締役の業務執行の効率化に努める。

- ① 取締役の業務および決裁権限について、組織規定、業務分掌規定、決裁基準規定で定める。
- ② 取締役会は経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設置し（原則として月3回実施）、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行および施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社も含めたリケングループとしての内部統制システムの構築を目指すとともに、「関係会社管理規定」に基づき、各子会社の自主性を尊重しつつ、適切なグループ経営に努める。

- ① グループ経営として、経営理念や行動規範、コンプライアンスに係る規定マニュアルを関係会社と共有するとともに、リケングループ経営計画を一体となって推進する。
- ② 国内関係会社については経営企画部が、海外関係会社については海外事業部が、各社の取締役会への参加やヒアリング等を行い、経営の適法性・効率性の確認を実施する。
- ③ 関係会社に対して内部監査室が定期的に監査を実施する。
- ④ 主要な関係会社については当社監査役が監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。

(7) 監査役の職務を補助する従業員について

(8) 前項の従業員の、取締役からの独立性に関する事項

監査役から専任の従業員について求めがある場合、当該従業員の配置を検討するものとし、当該従業員の人事異動および考課については、事前に監査役に報告を行い、了承を得るものとする。

(9) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に報告すべき事項および報告の方法について、監査役と協議の上設定し、取締役および従業員は適切な報告を実施する。

また、監査役が出席又は資料を閲覧する会議委員会について、監査役と協議の上設定し、監査役は、会議委員会に出席あるいは会議資料・議事録の閲覧を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつとともに、内部監査室、会計監査人、子会社監査役と連携を保ち、監査役の監査の実効性確保に努める。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組みおよび「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。

＜当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針＞

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様へ長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、前記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

＜経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上＞

当社の創業は、昭和2年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。

当社では、以下のグループ経営理念および「顧客第一・基本重視・フェア・オープン・明るく積極的に・スピード」を行動規範として定め、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に合った製品の開発、販売に努めています。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

更に、当社グループでは今後の持続的な成長を実現するため、2012年度より「グローバル事業戦略による世界企業への飛躍」をメインテーマとした中期経営計画「PLAN2015」を推進し、グローバル市場での事業拡大と更なる企業価値向上を目指して取り組んでおります。

<コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

従来から経営機関（取締役会および経営会議、監査役会）の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備）に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネージメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、CSR委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS（顧客満足創造）等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、平成22年5月27日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成22年6月24日開催の第86回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成25年6月に開催される当社第89回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしてとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、当社インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.riken.co.jp>) をご参照ください。

- (4) 前記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

前記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、前記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③ 株主意思を反映するものであること
- ④ 独立性の高い社外者の判断の重視
- ⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,513	流 動 負 債	20,982
現金及び預金	8,002	支払手形及び買掛金	10,675
受取手形及び売掛金	17,210	短期借入金	3,705
有価証券	4,041	未払法人税等	395
商品及び製品	5,291	賞与引当金	1,745
仕掛品	2,255	その他	4,460
原材料及び貯蔵品	1,607	固 定 負 債	6,604
繰延税金資産	1,019	長期借入金	5,000
その他	1,100	退職給付引当金	817
貸倒引当金	△16	役員退職慰労引当金	560
固 定 資 産	39,794	環境対策引当金	207
有形固定資産	22,327	その他	19
建物及び構築物	8,377	負 債 合 計	27,587
機械装置及び運搬具	9,673	純 資 産 の 部	
土地	2,654	株 主 資 本	53,058
建設仮勘定	1,150	資本金	8,573
その他	471	資本剰余金	6,604
無形固定資産	645	利益剰余金	41,608
投資その他の資産	16,821	自己株式	△3,728
投資有価証券	9,514	その他の包括利益累計額	△3,294
繰延税金資産	2,270	その他有価証券評価差額金	64
前払年金費用	4,098	為替換算調整勘定	△3,359
保険積立金	411	新株予約権	37
その他	578	少数株主持分	2,919
貸倒引当金	△52	純 資 産 合 計	52,720
資 産 合 計	80,307	負債及び純資産合計	80,307

連結損益計算書

(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		71,543
売 上 原 価		56,558
売 上 総 利 益		14,985
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,264
営 業 利 益		4,721
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	66	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	979	
生 命 保 険 配 当 金	66	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ	347	
為 替 差 益	196	
そ の 他	162	1,819
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
固 定 資 産 処 分 損	96	
支 払 補 償 費	132	
そ の 他	97	462
経 常 利 益		6,078
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3	26
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	43	
減 損 損 失	148	
事 業 構 造 改 革 費 用	197	
そ の 他	6	396
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,708
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,241	
法 人 税 等 調 整 額	334	1,575
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		4,132
少 数 株 主 利 益		487
当 期 純 利 益		3,645

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
当 期 首 残 高	8,573
当 期 末 残 高	8,573
資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,604
当 期 末 残 高	6,604
利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	39,050
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△1,080
当 期 純 利 益	3,645
連 結 範 囲 の 変 動	△6
当 期 変 動 額 合 計	2,558
当 期 末 残 高	41,608
自 己 株 式	
当 期 首 残 高	△3,724
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 取 得	△3
当 期 変 動 額 合 計	△3
当 期 末 残 高	△3,728
株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	50,503
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△1,080
当 期 純 利 益	3,645
自 己 株 式 の 取 得	△3
連 結 範 囲 の 変 動	△6
当 期 変 動 額 合 計	2,554
当 期 末 残 高	53,058

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	21
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43
当期変動額合計	43
当期末残高	64
為替換算調整勘定	
当期首残高	△5,221
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,861
当期変動額合計	1,861
当期末残高	△3,359
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△5,199
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,904
当期変動額合計	1,904
当期末残高	△3,294
新株予約権	
当期首残高	33
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3
当期変動額合計	3
当期末残高	37
少数株主持分	
当期首残高	2,621
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	298
当期変動額合計	298
当期末残高	2,919
純資産合計	
当期首残高	47,958
当期変動額	
剰余金の配当	△1,080
当期純利益	3,645
自己株式の取得	△3
連結範囲の変動	△6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,206
当期変動額合計	4,761
当期末残高	52,720

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の状況
連結子会社の数 …………… 20社
主要な連結子会社の名称 …… (株)リケンキャスト
理研機械(株)
日本メッキ工業(株)
理研商事(株)
(株)リケン環境システム
連結範囲の変更 …………… リケンオブメキシコ社は、平成24年8月1日の会社設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。
また、前連結会計年度末において連結子会社であったリケンオブアジア社は、清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の関連会社の状況
持分法適用の関連会社の数 …………… 5社
持分法適用の関連会社の名称 …… 台湾理研工業股份有限公司
サイアムリケン社
アライドリング社
日研ステンレス継手(株)
シュリラムピストンアンドリング社
(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
持分法適用していない主要な関連会社の名称 … 八重洲貿易(株)
持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
リケンコーポレーションオブアメリカ社、リケンオブアメリカ社、リケンオブメキシコ社、ユーロリケン社、リケンイスパニア社、P.T.パカルティリケンインドネシア、理研汽车配件(武漢)有限公司、PT.リケンオブアジアの決算日は平成24年12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同日現在の決算計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については連結上必要な調整を行っております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法 …… 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 主として定率法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 ……………

（リース資産を除く）

定額法によっております。耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 ……………

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ43百万円増加しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …………… 貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金 …………… 従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

年金資産見込額が、退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 …………… 当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

環境対策引当金 …………… 当社及び国内連結子会社は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等にかかる支出に備えるため、合理的に見積ることができる支出見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社等の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法 …………… 金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段 …………… 金利スワップ

ヘッジ対象 …………… 借入金利

ヘッジ方針 …………… デリバティブ取引についての基本方針は経営会議で決定され、取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規定を設け、金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法 …………… 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却することとしております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

<連結損益計算書>

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産処分損」及び「支払補償費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「固定資産処分損」及び「支払補償費」はそれぞれ8百万円、46百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	80,039百万円
2. 偶発債務	
従業員住宅ローン保証残高	50百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業構造改革費用
- 配管機器事業の構造改革に係るものであり、主として当社の配管機器生産事業移管に関連する固定資産の減損損失(97百万円)及び売却損(51百万円)であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	106,484,667	—	—	106,484,667

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	8,287,326	10,400	—	8,297,726

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り10,400株によるものであります。

3. 新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）			
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
当社	ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	313,000	326,000	－	639,000

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	490	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年11月8日 取締役会	普通株式	589	6.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成25年6月25日定時株主総会に下記議案が付議されております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	490	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等とし、また、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

有価証券である譲渡性預金等につきましては、元本欠損リスクが僅少であるため、そのリスクが当社グループに与える影響は軽微であります。また、投資有価証券である株式につきましては、市場価格のあるものの割合が僅少であり、その変動リスクが当社グループに与える影響は軽微であります。

営業債務である支払手形及び買掛金につきましては、その支払期日は1年以内がほとんどであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	8,002	8,002	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,210	17,210	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,386	4,386	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,675)	(10,675)	—
(5) 短期借入金	(3,705)	(3,728)	△23
(6) 長期借入金	(5,000)	(5,037)	△37
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、及び(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。譲渡性預金等は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、及び(5) 短期借入金（1年内返済予定長期借入金除く）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金、及び(6) 長期借入金

短期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。1年内返済予定の長期借入金、及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(5)及び(6)参照)

- (注) 2 非上場株式等(連結貸借対照表計上額123百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額9,046百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	506円83銭
2. 1株当たり当期純利益	37円12銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
1株当たり当期純利益	
当期純利益	3,645百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	3,645百万円
普通株式の期中平均株式数	98,193千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月22日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査実施計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月23日

株式会社 リ ケ ン 監査役会

常勤社外監査役 井 上 和 章 ㊟

常勤監査役 中 谷 昇 ㊟

社外監査役 東 條 伸一郎 ㊟

監 査 役 溝 渕 俊 雄 ㊟

社外監査役 大 道 基 樹 ㊟

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,533	流 動 負 債	17,864
現金及び預金	2,045	支払手形	1,356
受取手形	1,454	買掛金	6,720
売掛金	13,591	1年内返済予定の長期借入金	3,360
有価証券	4,000	リース債務	3
商品及び製品	2,314	未払金	909
原材料及び貯蔵品	682	未払費用	887
仕掛品	1,670	未払法人税等	169
前払費用	135	預り金	2,921
繰延税金資産	637	賞与引当金	1,214
関係会社短期貸付金	254	設備関係支払手形	241
その他の	749	その他	77
貸倒引当金	△3	固 定 負 債	5,766
固 定 資 産	30,102	長期借入金	5,000
有 形 固 定 資 産	13,191	リース債務	6
建物	5,437	役員退職慰勞引当金	560
構築物	454	環境対策引当金	199
機械及び装置	5,147	負 債 合 計	23,631
車両運搬具	10	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	272	株 主 資 本	33,909
土地	1,356	資本金	8,573
リース資産	10	資本剰余金	6,604
建設仮勘定	502	資本準備金	6,604
無 形 固 定 資 産	423	利 益 剰 余 金	22,459
借地権	30	利益準備金	1,457
ソフトウェア	90	その他利益剰余金	21,001
ソフトウェア仮勘定	284	配当引当積立金	4,000
その他	17	海外事業積立金	9,000
投資その他の資産	16,486	圧縮記帳積立金	19
投資有価証券	400	買換資産圧縮積立金	51
関係会社株式	6,097	別途積立金	5,000
出資	0	繰越利益剰余金	2,929
関係会社出資金	2,692	自 己 株 式	△3,728
関係会社長期貸付金	677	評価・換算差額等	56
破産更生債権等	10	その他有価証券評価差額金	56
長期前払費用	34	新 株 予 約 権	37
繰延税金資産	1,890	純 資 産 合 計	34,003
前払年金費用	4,098	負 債 及 び 純 資 産 合 計	57,635
保険積立	395		
その他の	241		
貸倒引当金	△52		
資 産 合 計	57,635		

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	55,375
売 上 原 価	45,054
売 上 総 利 益	10,320
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,573
営 業 利 益	2,746
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	19
受 取 配 当 金	882
生 命 保 険 配 当 金	65
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	436
為 替 差 益	85
雑 収 入	156
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	127
固 定 資 産 処 分 損	96
支 払 補 償 費	122
雑 損 失	206
経 常 利 益	3,838
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	28
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3
関 係 会 社 清 算 益	4
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	3
固 定 資 産 除 却 損	34
減 損 損 失	24
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8
事 業 構 造 改 革 費 用	188
税 引 前 当 期 純 利 益	3,614
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	626
法 人 税 等 調 整 額	935
当 期 純 利 益	2,679

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株 主 資 本	
資 本 金	
当 期 首 残 高	8,573
当 期 末 残 高	8,573
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	
当 期 首 残 高	6,604
当 期 末 残 高	6,604
資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	6,604
当 期 末 残 高	6,604
利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	
当 期 首 残 高	1,457
当 期 末 残 高	1,457
そ の 他 利 益 剰 余 金	
配 当 引 当 積 立 金	
当 期 首 残 高	4,000
当 期 末 残 高	4,000
海 外 事 業 積 立 金	
当 期 首 残 高	8,000
当 期 変 動 額	
海 外 事 業 積 立 金 の 積 立	1,000
当 期 変 動 額 合 計	1,000
当 期 末 残 高	9,000
圧 縮 記 帳 積 立 金	
当 期 首 残 高	21
当 期 変 動 額	
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩	△1
当 期 変 動 額 合 計	△1
当 期 末 残 高	19

科 目	金 額
買換資産圧縮積立金	
当期首残高	55
当期変動額	
買換資産圧縮積立金の取崩	△3
当期変動額合計	△3
当期末残高	51
別途積立金	
当期首残高	4,700
当期変動額	
別途積立金の積立	300
当期変動額合計	300
当期末残高	5,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,625
当期変動額	
剰余金の配当	△1,080
当期純利益	2,679
海外事業積立金の積立	△1,000
圧縮記帳積立金の取崩	1
買換資産圧縮積立金の取崩	3
別途積立金の積立	△300
当期変動額合計	304
当期末残高	2,929
利益剰余金合計	
当期首残高	20,859
当期変動額	
剰余金の配当	△1,080
当期純利益	2,679
当期変動額合計	1,599
当期末残高	22,459

科 目	金 額
自 己 株 式	
当 期 首 残 高	△3,724
当 期 変 動 額	
自 己 株 式 の 取 得	△3
当 期 変 動 額 合 計	△3
当 期 末 残 高	△3,728
株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	32,313
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△1,080
当 期 純 利 益	2,679
自 己 株 式 の 取 得	△3
当 期 変 動 額 合 計	1,596
当 期 末 残 高	33,909
評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	23
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	33
当 期 変 動 額 合 計	33
当 期 末 残 高	56
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	23
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	33
当 期 変 動 額 合 計	33
当 期 末 残 高	56
新 株 予 約 権	
当 期 首 残 高	33
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3
当 期 変 動 額 合 計	3
当 期 末 残 高	37

科 目	金 額
純 資 産 合 計	
当 期 首 残 高	32,370
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△1,080
当 期 純 利 益	2,679
自 己 株 式 の 取 得	△3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36
当 期 変 動 額 合 計	1,633
当 期 末 残 高	34,003

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）によっております。
 - 子会社株式等及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
 - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法によっております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 … 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 …………… 定率法によっております。
 - （リース資産を除く） …… ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - 無形固定資産 …………… 定額法によっております。
 - （リース資産を除く） …… 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ31百万円増加しております。

4. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 …………… 貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。
- 賞与引当金 …………… 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金 …………… 従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
年金資産見込額が、退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には当該差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理することとしております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
- 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
- 環境対策引当金 …………… ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等にかかる支出に備えるため、合理的に見積ることができる支出見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の処理

- ヘッジ会計の方法 …………… 金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段 …………… 金利スワップ
- ヘッジ対象 …………… 借入金利息
- ヘッジ方針 …………… デリバティブ取引についての基本方針は経営会議で決定され、取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規定を設け、金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用することとしております。
- ヘッジ有効性評価の方法 …………… 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、ヘッジ有効性判定を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

<損益計算書>

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産処分損」及び「支払補償費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「固定資産処分損」及び「支払補償費」はそれぞれ8百万円、46百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	60,182百万円
2. 偶発債務	
理研汽车配件(武漢)有限公司借入金保証残高	339百万円
従業員住宅ローン保証残高	50百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	3,900百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	4,705百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	10,062百万円
仕入高	17,058百万円
販売費及び一般管理費	373百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,446百万円
2. 事業構造改革費用	
配管機器事業の構造改革に係るものであり、主として配管機器の生産事業移管に関連する固定資産の減損損失(97百万円)及び売却損(51百万円)であります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	8,287,326	10,400	—	8,297,726

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り10,400株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

流動資産

賞与引当金	459百万円
未払社会保険料	66百万円
未払事業税	37百万円
その他	74百万円
小計	637百万円
合計	637百万円

固定資産

退職給付引当金	3,171百万円
減価償却	58百万円
関係会社投融資引当金等	890百万円
その他	8百万円
小計	4,129百万円
評価性引当額	△890百万円
合計	3,238百万円
繰延税金資産合計	3,876百万円

繰延税金負債

固定負債

退職給付信託設定益等	△1,281百万円
圧縮記帳積立金	△11百万円
買換資産圧縮積立金	△28百万円
その他有価証券評価差額金	△26百万円
小計	△1,347百万円
合計	△1,347百万円

繰延税金負債合計 △1,347百万円

繰延税金資産(負債)の純額 2,528百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
住民税均等割額	0.6%
役員退職慰労引当金	0.1%
環境対策引当金	0.9%
評価性引当金の増減	0.3%
減損損失	△1.1%
その他	△2.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.9%</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容 (有形固定資産)

主として、車両運搬具であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員等の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	株式会社リケンキャスト	所有 直接100.0%	有	自動車用鑄造部品等の製造委託	当社製品の製造委託	6,511	買掛金	610
子会社	理研機械株式会社	所有 直接92.3%	有	ビストンリングの加工及びシールリングの製造委託	資金の預り	—	預り金	755 (※)
子会社	日本メッキ工業株式会社	所有 直接64.1%	有	ビストンリングの表面処理加工委託	資金の預り	—	預り金	825 (※)
子会社	理研商事株式会社	所有 直接100.0%	有	ビストンリング及び自動車部品の販売委託	当社製品の販売委託	2,670	売掛金	680
子会社	リケンコーポレーションオブアメリカ社	所有 直接100.0%	有	米国現地法人の統括会社	増資引受	714	—	—
子会社	リケンオブアメリカ社	所有 間接100.0%	有	当社製品の米国地区の販売	当社製品の販売委託	2,497	売掛金	598
子会社	P.T.バカルティリケンインドネシア	所有 直接40.0%	有	管継手及び自動車用鑄造部品製造法の技術援助	配当金の受取	196	—	—
子会社	理研汽車配件(武漢)有限公司	所有 直接100.0%	有	ビストンリングの加工の製造委託	資金の貸付	580	長期貸付金	580
					債務保証	339	—	—
関連会社	サイアムリケン社	所有 直接49.0%	有	ビストンリング製造法の技術援助	原材料及び設備の販売	1,642	売掛金	972
					配当金の受取	279	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。ただし※の期末残高には消費税等は含まれておりません。
2. 製品の販売及び購入について、価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にして価格交渉の上で決定しております。
3. 資金の預り・貸付について、当社はグループ内の資金を一元管理しております。国内子会社につきましては基本契約に基づき、残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
4. 資金の預り・貸付について、当社はグループ内の資金を一元管理しております。海外子会社につきましては、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	345円93銭
2. 1 株当たり当期純利益	27円29銭
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
1 株当たり当期純利益	
当期純利益	2,679百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	2,679百万円
普通株式の期中平均株式数	98,193千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月22日

株式会社 リ ケ ン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定配当、および当期の業績と今後の経営環境ならびに事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円（中間配当を含め年11円）

配当総額 490,934,705円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

海外事業積立金 1,000,000,000円

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後社外取締役幅広く適任者を招聘してまいります、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第27条）を新設するものであります。
- (2) 監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備えて監査業務の継続性を維持するため、補欠監査役についての規定（変更案第32条および第33条）を新設し、またそれに対応して一部規定（変更案第34条）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 第19条～第26条（条文省略） （新設）	第1条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 第19条～第26条（現行どおり） （社外取締役の責任限定契約） <u>第27条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第27条～第28条（条文省略） 第5章 監査役及び監査役会 第29条～第30条（条文省略） （新設）	第28条～第29条（現行どおり） 第5章 監査役及び監査役会 第30条～第31条（現行どおり） （補欠監査役） <u>第32条 当社は、法令又は定款で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>前項の選任決議の定足数は、第31条第2項の規定を準用する。</u> <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第32条～第39条（条文省略）</p>	<p>(補欠監査役の予選効力) 第33条 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役に代わり選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第35条～第42条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役14名選任の件

取締役小泉年永、岡野教忠、古市満、藤田達生、高木健一郎、伊藤薫、村山仁至、国元晃、高木一嘉、早坂茂昌、前川泰則、鈴木信、Donald E. マカルティ、関本昌宏、佐藤裕の15氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち取締役小泉年永、古市満、藤田達生の3氏は本総会終結の時をもって退任となります。つきましては改めて、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おかのりただ 岡野教忠 (昭和23年12月30日生)	昭和48年7月 当社入社 平成11年6月 当社取締役海外営業部長 平成15年6月 当社常務取締役営業本部長 平成18年6月 当社専務取締役営業本部長 平成20年6月 当社代表取締役副社長営業本部長 平成21年6月 当社代表取締役社長(現任)	28,000株
2	たかぎけんいちろう 高木健一郎 (昭和27年2月16日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年12月 当社素形材部品部長 平成14年6月 当社取締役精機部品部長 平成17年6月 当社常務取締役経営企画部長 平成23年6月 当社常務取締役(現任)	22,000株
3	いとうかおる 伊藤薫 (昭和28年4月9日生)	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成17年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成20年3月 みずほ総合研究所株式会社代表 取締役社長 平成24年5月 当社顧問 平成24年6月 当社常務取締役(現任)	6,000株
4	むらやまひとし 村山仁至 (昭和27年12月17日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 アライドリング社副社長 平成17年6月 当社取締役ピストンリング部長 平成21年10月 当社取締役アライドリング社取締役 社長 平成24年3月 当社取締役剣工場強化プロジェクト チーム長(現任)	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	たか き かず よし 高 木 一 嘉 (昭和28年4月15日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年1月 理研汽车配件(武漢)有限公司董事総経理 平成21年6月 当社取締役理研汽车配件(武漢)有限公司董事総経理 平成21年10月 当社取締役品質保証部長 平成23年5月 当社取締役素形材部品部長(現任)	14,000株
6	くに もと あきら 国 元 晃 (昭和30年10月17日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年6月 当社技術管理部長兼研究開発部長 平成19年6月 当社取締役アライドリング社取締役社長 平成21年10月 当社取締役リング技術開発部長 平成25年4月 当社取締役技術管理部長(現任)	9,000株
7	はや さか しげ まさ 早 坂 茂 昌 (昭和30年3月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成16年11月 当社営業本部神奈川営業所長 平成21年6月 当社取締役営業本部神奈川営業部長 平成23年4月 当社取締役営業本部長(現任)	22,000株
8	まえ かわ やす のり 前 川 泰 則 (昭和33年2月27日生)	昭和61年3月 当社入社 平成16年2月 当社営業本部長古屋営業部長 平成22年6月 当社取締役海外委員会委員長 平成25年5月 当社取締役経営戦略委員会副委員長(現任)	7,000株
9	すず き まこと 鈴 木 信 (昭和27年2月6日生)	昭和57年2月 当社入社 平成17年5月 当社精機部品部長兼精機部品部熊谷製造部長 平成22年6月 当社精機部品部長兼熊谷事業所長 平成23年11月 当社取締役熊谷事業所長(現任)	6,000株
10	トナルト E. マクナルティ (昭和27年10月11日生)	昭和58年6月 リケンメタルプロダクツ社入社 平成7年10月 リケンオブアメリカ社取締役副社長 平成15年1月 同社取締役社長 平成23年6月 当社取締役リケンオブアメリカ社取締役社長(現任)	4,000株
11	せき もと まさ ひろ 関 本 昌 宏 (昭和30年3月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成19年6月 当社営業本部大阪営業部長 平成23年6月 当社取締役営業本部大阪営業部長 平成24年2月 当社取締役営業副本部長(現任)	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
12	さとう 藤裕 (昭和34年3月31日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年10月 当社ピストリング部長 平成24年6月 当社取締役品質保証部長(現任)	5,000株
13	* ふじい たか し 藤井 多加 志 (昭和35年1月10日生)	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成22年1月 当社営業管理部長 平成24年6月 当社管理部長兼内部統制推進部長 (現任)	18,000株
14	* おおみち もと き 大道 基 樹 (昭和23年10月16日生)	昭和47年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年6月 株式会社ミレニアムリテイリング 取締役財務経理本部長 平成19年5月 同社常務取締役 平成21年5月 株式会社ロフト常勤監査役 平成23年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. *印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 大道基樹氏は、社外取締役候補者であります。
4. 大道基樹氏を社外取締役候補者とした理由は、多くの企業での経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、財務を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したためであります。
5. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、第2号議案の「定款一部変更の件」が可決され、同氏の選任が承認された場合には、同氏と当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結する予定であります。
6. 大道基樹氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役東條伸一郎氏、大道基樹氏の退任に伴い、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
いわむら しゅうじ 岩村 修二 (昭和24年9月16日生)	昭和51年4月 検事任官 平成22年6月 仙台高等検察庁検事長 平成23年8月 名古屋高等検察庁検事長 平成24年7月 退官 平成24年10月 弁護士登録	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岩村修二氏は、会社法第335条第3項に定める社外監査役候補者であります。
3. 岩村修二氏を社外監査役候補者とした理由は、検事や弁護士としての経験と知見が豊富であり、幅広い見識を当社の監査に反映していただくためであります。
4. 岩村修二氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

当該補欠監査役につきましては、社外監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いしだ しげお 石田 繁夫 (昭和23年2月9日生)	昭和45年4月 日産自動車株式会社入社 平成14年4月 同社常務(執行役員) 平成17年3月 ジャトコ株式会社取締役社長 平成23年6月 同社相談役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石田繁夫氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 石田繁夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の監査役として適任であると判断したためであります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます小泉年永、古市満および藤田達生の3氏、ならびに本総会の終結の時をもって監査役を退任されます東條伸一郎および大道基樹の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役3名および退任監査役2名の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
小 泉 年 永	平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
古 市 満	平成19年6月 当社専務取締役 現在に至る
藤 田 達 生	平成14年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 現在に至る
東 條 伸 一 郎	平成15年6月 当社監査役 現在に至る
大 道 基 樹	平成23年6月 当社監査役 現在に至る

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役15名および監査役5名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額3,000万円（うち監査役分465万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
当社は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入し、平成22年6月24日開催の当社第86回定時株主総会の決議により継続しておりますが、その有効期限は本総会の終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、当社株式の大規模買付行為への対応策の在り方について引き続き検討してまいりました。その結果、平成25年5月24日開催の当社取締役会において、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、本総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定しておりますので、継続することにつきご承認をお願いしたいと存じます。なお、現プランからの変更は、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に大きな変更はございません。

I. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間の確保や、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為等が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株式（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株式所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会委員予定者である社外取締役の大道基樹氏、社外監査役の井上和章氏、岩村修二氏は、本プランへの継続後独立委員会委員に就任する予定です（略歴につきましては、別紙2をご参照下さい。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要

⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為およびその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定している当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、

その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要且つ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置を講ずることがあります。

- ①真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買取者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわ

ゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合

- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

(3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様へ本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、当該対抗措置の発動の停止等を行うことができます。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど当該対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、無償取得の方法により当該対抗措置の発動の停止等を行うことができるも

のとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランは、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成28年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

II. 補足説明

1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講ずることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申

込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅰ. 1. 「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、

向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会での承認により発効することとしており、本総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、その継続について株主の皆様の意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記Ⅰ. 5.

「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して、当社取締役会に対し勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会の委員予定者略歴

氏名 大道 基樹

(略歴) 昭和47年4月 株式会社日本興業銀行入行
平成15年6月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役財務経理
本部長
平成19年5月 同社常務取締役
平成21年5月 株式会社ロフト常勤監査役
平成23年6月 当社監査役
平成25年6月 当社取締役就任予定

※ 大道基樹氏については、本総会の第3号議案「取締役14名選任の件」が承認され、当社の社外取締役に選任されることを条件として、独立委員会の委員に選任する予定です。

氏名 井上 和章

(略歴) 昭和49年4月 株式会社日本興業銀行入行
平成14年4月 株式会社みずほ銀行執行役員審査企画部長
平成20年3月 東海汽船株式会社専務取締役
平成21年6月 当社監査役

氏名 岩村 修二

(略歴) 昭和51年4月 検事任官
平成22年6月 仙台高等検察庁検事長
平成23年8月 名古屋高等検察庁検事長
平成24年7月 退官
平成24年10月 弁護士登録
平成25年6月 当社監査役就任予定

※ 岩村修二氏については、本総会の第4号議案「監査役1名選任の件」が承認され、当社の社外監査役に選任されることを条件として独立委員会の委員に選任する予定です。

上記、各委員予定者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

第89回定時株主総会会場



■会 場 東京都千代田区九段北一丁目13番5号
当社本社会議室

■交 通 地下鉄「九段下駅」より徒歩1分
東西線（7番出入口）
半蔵門線・都営新宿線（3番出入口）
JR・地下鉄「飯田橋駅」より徒歩10分
総武線・東西線・有楽町線・南北線・都営大江戸線